

令和 7 年度明石市障害児(者)通園費のQ & A及び留意事項

Q & A

誰が対象者になりますか。	以下の全てに該当する方です。 ・市内に住所を有し、かつ、居住する方 ・鉄道や路線バスなどの交通機関を利用されている方（通園事業所の送迎サービスの利用や車での送迎は対象となりません。） ・更生訓練費が支給されていない方
支給額はどのように決まりますか。	支給金額は、1 か月定期乗車券の金額と、1 日あたりの乗車金額に 1 か月の通園日数をかけた金額とを比較し、低い金額となります。それぞれの金額は手帳や優待乗車券、通勤手当等による経費の軽減を受けた後のものとなります。10 月と 4 月に事業所から半年分の通園日数を報告いただき、支給金額が決まります。
付添者が対象者を送った後に自宅に戻る分や通園先に迎えに行く分は支給されますか。	対象となりません。本人に付き添って送迎した分のみが対象です。
昨年申請しましたが、今年度も申請が必要ですか。	<u>昨年と同じ内容の場合も更新の申請が必要になります。</u> 令和 6 年度以前に受給されていた方を含め、令和 7 年 4 月以降に通所されている全対象者の申請書の提出が必要となります。
年度途中で新たに通園を開始した場合はいつ申請したら良いですか。	年度途中で通所を開始した場合や、住所・通園方法等を変更する場合は、概ね事由が生じた日から 1 か月以内に申請してください。 ただし、令和 8 年 3 月 31 日まで申請受付可能です。 <u>令和 8 年 4 月以降は申請ができないので注意してください。</u>
年度途中で申請したら、いつから支給となりますか。	月の初日（初日が土日祝日または運営規定上の休日の場合は、翌営業日）から通園を開始する場合は当該月分から、月の途中から通園を開始する場合は翌月分から対象となります。通園先を変更した場合も同様です。また、通園を開始した日とは、正式な契約に基づく通園を開始した日とし、体験での通園は対象ではありません。
施設外就労は対象となりますか。	対象となりません。対象となるのは、自宅から主たる事業所及び従たる事業所に通う場合の経路しか該当しません。
往復の利用が必要ですか。	片道のための申請も可能です。（行きは事業所の送迎を利用するが、帰りは公共交通機関を利用する場合等）
中学校に入学し、運賃が変更となった場合は、変更後の運賃が支払われますか。	小・中学校入学に該当される方は、運賃体系が変更されるため、申請書の申請事由「4. 通園経路又は方法の変更」に○を付け、1 か月定期券と普通乗車券の金額の変更してください。変更後の運賃で支給金額を決定します。

裏面に続く ➡

留意事項

必ずお読みいただき、以下の点にご留意ください。

1 申請書について

- ・通園費受給申請書は、前年度より引き続き利用される方も更新の申請が必要となります。
- ・債権者登録申請書につきましては、新規申請の方・昨年度から振込口座内容（受取人名・口座番号・住所等）に変更がある方のみご提出ください。（通園者が18歳未満の場合は保護者名での申請をお願いいたします）

2 申請内容について

- ・通園経路の金額欄は手帳等による割引を受けた後の金額を必ず記載してください。
- ・通勤手当の割引等が支給されている場合は、申請書の「公共交通機関の割引等」に「有」に○をつけ、申請書裏面の割引内容に記載してください。
- ・明石市以外で障害福祉サービスまたは障害児通所支援等の支給決定を受けている場合は、支給決定日が分かる資料も添付してください。
- ・（通園者及び付添者の）通勤定期や通学定期券と通園経路が重複している場合は、支給対象外となります。

3 支給対象について

- ・支給対象経路は、居住地から事業所に至る経路のうち、運賃、時間、距離等の事情に照らして最も合理的かつ経済的なものとなります。申請内容によっては経路の妥当性について検証させていただく場合があります。申請や実績報告の内容に虚偽の記載があった場合は、当該通園費を返還いただく場合があります。
- ・市外のグループホーム等の入居者は対象となりません。また、市内の実家等に外泊又は一時帰宅し、実家等から一時的に通園する場合も対象となりません。
- ・やむを得ない事情で移動支援のサービスを利用した場合の移動支援事業者の交通費や、偶発的に保護者や移動支援事業者の車で送り迎えをした場合は対象となりません。10月・4月に提出いただく「通園状況報告書」において支給対象となる通園の回数を報告いただくため、支給対象としない通園を行った場合は、その回数を通園事業所で記録していただきますようお願いいたします。

4 その他

- ・法人（事業者）単位で案内を送付しております。同法人内の複数の事業所で対象者がいる場合は、各事業所分を取りまとめていただくか、周知していただきますようお願いいたします。また、申請書等が足りない場合は、下記アドレスからダウンロードしてご使用ください。

https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/shougai_fu_ka/shiori/tsuuen-hi.html